伊那市議会

議長 伊藤 泰雄殿

伊那市議会 議会改革特別委員会 委員長 黒河内 浩

議会改革特別委員会行政視察結果報告書

伊那市議会の機会改革特別委員会では下記の内容で平成25年度の行政視察 を実施しましたので、ここにその結果報告書を提出します。

視察内容は別紙のとおりであり、相手議会との懇談は多種多様にわたりまし たが、特に伊那市議会の議会改革と関係のある点や参考とすべき項目にポイン トを絞って報告します。

平成25年5月15日(水)~17日(金) 実施期日

視察先 会津若松市議会

[出席者] 目黒議長・小林元議会制度検討委員会委員長

新宿区議会

[出席者] 宮坂議長 議会行財政改革特別委員会委員13名

- 視察事項 1. 政治倫理条例について (議会基本条例の点も含む)
 - 2. 市民との意見交換会(又は報告会)について
 - 3. その他
- 備考 会津若松市も新宿区もともに伊那市と友好都市になっている ところであり、今回の視察は友好都市との議員交流を図る目 的もあった。

政治倫理条例について

- 1. 条例の特徴
- (1) 会津若松市・新宿区ともに市民との信頼関係の構築を基本目的としている。
 - → 議員に対する禁止型ではなく、議員としてのあるべき姿を示す理 念型としている。

(2) 私見

伊那市議会の倫理条例についても、細かな禁止事項を議論するのではな く、市民に対する議員としてのあるべき姿を示す基本的な条例とすべき ものと考える。

- 2. 条例制定時における問題点
 - 一審査請求の要件一
- (1) 会津若松市

市民5名以上の請求(条例第11条)

- *原案では1人からでも請求があればできるとしたが、制定時に異論がでて、5名以上の修正案となった。
- (2)新宿区

議員定数の8分の1以上の議員又は100名以上の区民(条例第13条1項)

(3) 私見

市民1人以上では、個人的な恨みのような問題が持ち込まれる恐れがあり認められない。

また、100名以上ように多数とすると、市民間で署名集めのような 運

動がおき、問題が社会問題化する恐れがあり認められない。

会津若松市のように5枚以上でよいのではないかと思う。

条例は、市民との信頼関係を築くことを目的としたものでるから、議員

の請求は認めないほうがよいと思う。

- 3. 審査請求のあった事例に対する対応
- (1) 会津若松・市新宿区ともに請求のあった事例は、選挙の恨みや個人的な 攻

撃、また政党間の対立から審査請求が出されているような感がする。

(2) 私見として、審査請求がだされても、審査会を開くには議長の下で十分 な

検討を要することが大切だと思う。

市民との意見交換会について

- 1. 会津若松市議会と新宿区議会の現状
- (1) 会津若松市の場合

年2回の意見交換会の実施(5月・11月)

特徴 全議員をグループ分けし、スライド制で各地域の住民と懇談 グループには、全委員会が入り、当選回数を考慮する 地元議員のことは特に考慮しない 各会場の出席者は平均14~15名で、区長等地区役員が多い 発言する人は同じものが多い

効果 最近になって、交換会の場で市民間の討議が多くなってきている。

(2)新宿区の場合

意見交換会の開催を規定する議会基本条例の制定をめぐって賛否あり、区民との意見交換会は開かれていない。

2. 伊那市の場合

基本条例では、市民との意見交換について努力規定としている。 年1回の「議会改革フォーラム」は開催してきた。 一今後どのように開催していくかは検討中である一

3. 私見

議会基本条例でも、議会として市民との間で意見交換の機会を設けるよう 努力規定を置いているので、何らかの方法で開催していくべきと考える。

会津若松市議会のような方法も考えられるが、回数を重ねるごとに出席者 が減少していっては意味がない。

(議員のグループ別、地区別の懇談はもう少し先の検討課題とする)

市政の諸課題については、各分野別に委員会が存在するのだから、まず各

委員会で市民との意見交換会を実施すべきものと考える。 一詳細な点は各常任委員会が独自性をもって実施していけばよい一